2022年06月30日(木) 第2回都市自治体の森林政策に関する研究会 都市センターホテル

森林政策を巡る市町村と森林組合の関係性

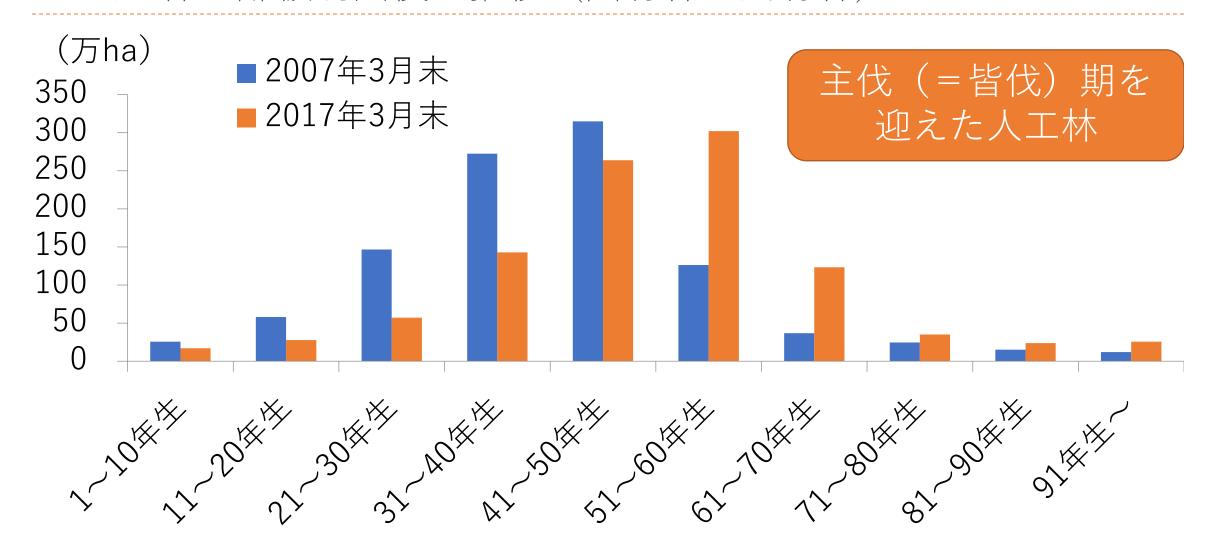
早尻正宏(北海学園大学)

現実味を失った「近代化路線」*勤労者世帯の収入水準を目指す規模拡大

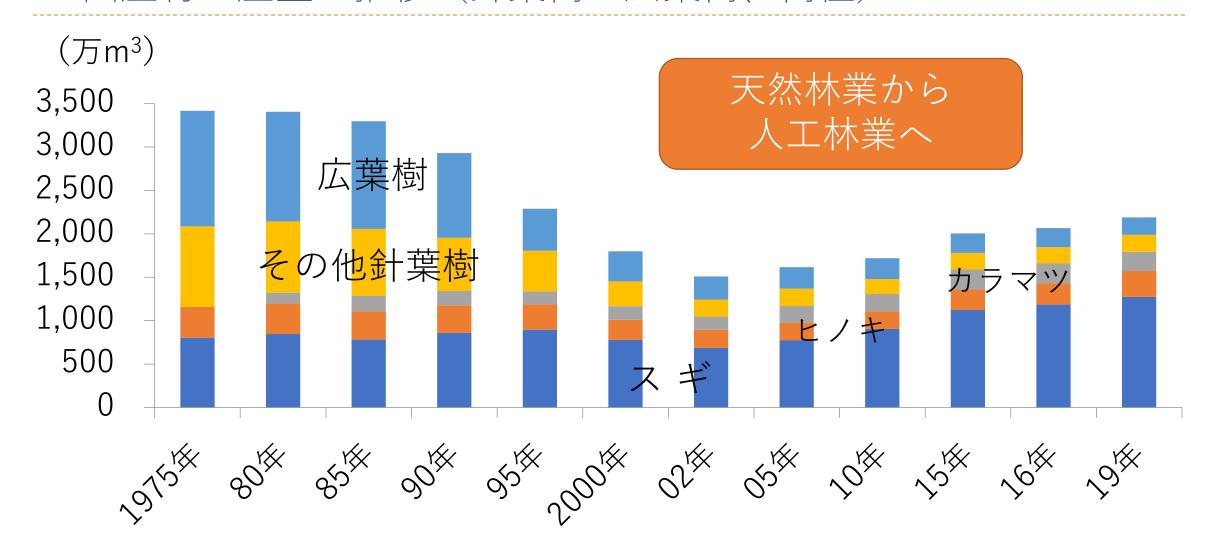
年次	1ha当たりスギ 立木販売収入 (円)	勤労者世帯の年 間実収入 (円)	Bを得るための 年間スギ伐採面 積 (ha)	毎年Bを得るス ギ人工林面積 (伐期齢50年) (ha)
	(A)	(B)	(C=B/A)	$(C \times 50)$
1960年	2,251,620	639,576	0.3	14.2
1970年	4,147,920	1,355,388	0.3	16.3
1980年	7,152,705	4,196,232	0.6	29.3
1990年	4,597,425	6,261,084	1.4	68.1
2000年	2,455,110	6,731,448	2.7	137.1
2010年	836,010	6,252,672	7.5	374.0
2020年	913,500	6,407,232	7.0	350.7

出所:山林素地及び山元立木価格調(一般財団法人日本 不動産研究所) (各年版)、木材需給報告書(各年版)。

「人工・主伐・民有」の時代へ① 人工林の齢級別面積の推移(国有林+民有林)

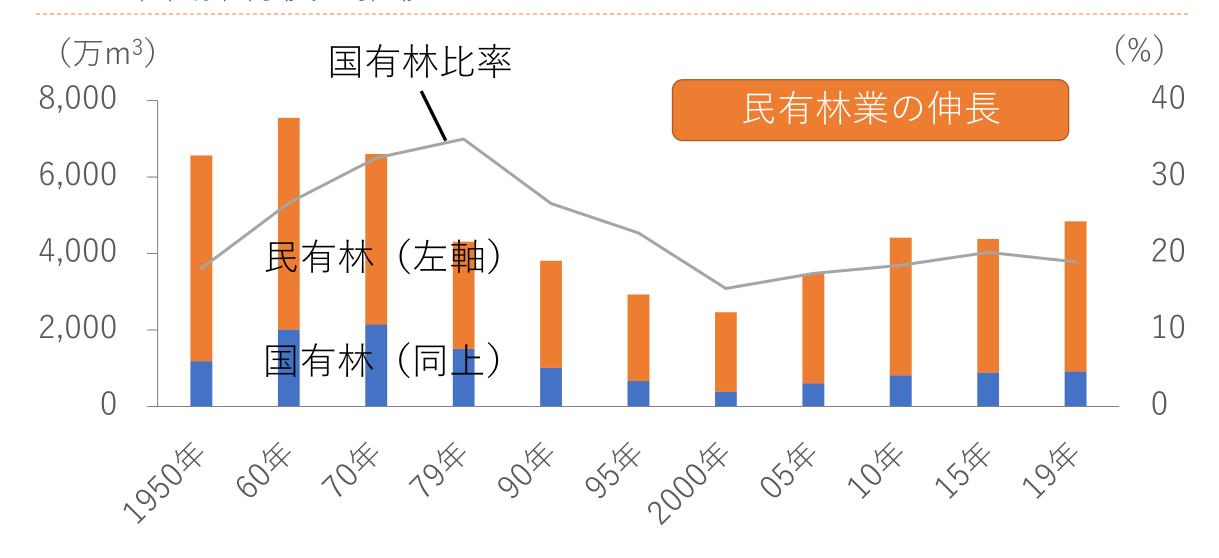


「人工・主伐・民有」の時代へ② 国産材生産量の推移(針葉樹・広葉樹、樹種)





「人工・主伐・民有」の時代へ③ 立木伐採材積の推移



2020年代の林政三つの動き

国有林、市町村、森林組合

森林政策の変化

市町村 → 責任増 2019年度

- 森林経営管理法の制定
- 森林環境税 · 森林環境讓与稅

国有林 → 市場化 2020年度

・国有林野の管理経営に関する法律の改定

森林組合 → 行政 対応・市場対応 2021年度

• 森林組合法の改定

国有林の空洞化① 森林管理署、森林事務所、職員の推移

年次	森林 管理署等 (署)	森林 事務所 (事務所)	定員内 職員 (人)	定員外 職員 (人)
1970年	350	2,330	39,482	78,077
1980年	342	2,333	32,408	38,540
1990年	316	1,844	18,296	15,649
2000年	120	1,256	6,929	4,028
2010年	120	1,256	4,756	922
2021年	120	846	3,982	30

国有林の空洞化② 国有林野管理経営法の改定(20年4月)

民間開放 (大規模有利)

	現行	新制度
伐採できる区域の面積	数ha(1ヵ所当たり皆伐面積 は上限5ha)	数百ha(〃)
権利の期間	3年以内(立木の搬出)	最長50年(基本10年)
契約の方式	売買契約は年度ごと 一般競争入札、企画競争入札	意欲と能力のある林業経営者 (<u>森林組合も</u>) に <mark>樹木採取権</mark> を設定 5年ごとに契約
伐採後の再造林	個別に契約して実施	国は伐採した事業者に「申し入れ」

「未来投資戦略 2018」

- 民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう・・・
- 「(竹中平蔵氏の)トップダウン」(林政審議会の会長談)

森林環境税 · 森林環境讓与稅

- 私有林人工林面積(5割)・林業就業者数(3割)・人口(2割)で按分し、 市町村(9割)と都道府県(1割)に譲与
- 間伐や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等

森林経営管理制度

- 管理放棄森林の所有者と林業経営者を市町村が仲介
- 市町村が森林所有者に意向調査
 - → 所有者が管理できない場合、市町村が経営管理を受託
 - → 経営に適せば「意欲と能力のある林業経営者」に再委託
 - →適さない森林は、市町村が管理

Ⅲ 森林組合法改正 「意欲と能力のある林業経営者」へ

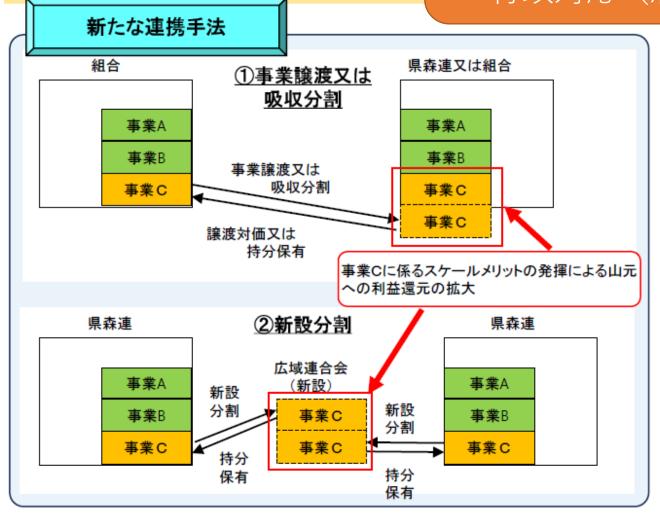
機能統合

- 市場対応
- 行政対応(肩代わり)

森林組合(1978年法)

- **森林所有者(≠林業者)**の 経済的社会的地位の向上
- 森林の保続培養
- 森林生産力の増進

経済的に弱い立場にある人々が相互扶助の精神のもと連帯し、自分たちの生産や生活を守り向上させる、組織者・利用者・運営者が同一の非営利組織



2020年代の国有林・市町村・森林組合

- 国有林の人材(現場、計画)、技術の空洞化
 - ▶ 計画業務を手放して、チェックする側の専門性は維持可?
 - → 森林組合 (現場、計画の双方を担える唯一の組織)
- □ 市町村の脆弱な執行体制と増す責任・負担
 - ▶ 案①:独力で体制強化・・・(豊田市、林政アドバイザー)
 - ▶ 案②:圏域行政? (第 32 次地方制度調査会) → 見送り決定
 - 案③:森林組合と連携強化(鳥取市)
- Ⅲ. 森林組合法改正
 - ▶ 県森連のレゾンデートル(三段階制)

2020年代の森林組合

- ▶ 公的関与の強化・縮小の時代へ
 - ▶ 【強化】市町村林政 → 執行体制整わず
 - 【縮小】国有林 → 技術・ノウハウの希薄化
- 森林組合の事業環境
 - ▶ 【川上】人工林業の一サイクルの完成
 - → 育成 (森林整備) から収穫 (販売) までトータルに担う
 - → 販売事業量増で収益回復(底は2012年)
 - ▶ 【川下】<u>加工部門はリスク</u>
- ▶ 人口減少下で持続可能な森林経営の唯一の推進役
 - ▶ 【地域】事業経営・組織運営の拠点維持
 - → 事業量を確保し、公的責任を担い、経営安定化へ
 - 【参加】多様な人々(女性組合員、職員、作業班員)による意思決定
 - → 所有者だけでなく林業労働者の所得向上で山村再生へ

木材を自ら賄う形で「川下」に手 を広げる森林組合をどうみるか?

- → 事業規模で圧倒的に勝る「川 下」の民間資本との競合
- → 絶え間のない生産コストの削 減圧力
- → 組合員から預かった木材の買 取価格の低下(=組合員の収入低 下)、林業労働者の就労条件の不 安定化

「川下」への参入は消耗戦に陥り 肝心の「川上」を疲弊させる恐れ

市町村林政と森林組合の関係性

市町村林政に厚みをもたらす自治と協同

对応性

継続性

政策対応 追随 or 読替

機動性

独自性

は林業専門職が配置されている市町村

:市町村職員 :国・県出向者

地区組合タイプ

1市町村1組合

組合地区には隣接市の旧村一つを 含むが、地区組合タイプとした

北海道当麻町

北海道有自良野町

(北海道標津町)

大分県豊後高田市

「役場内組合」 町職員兼組合職員

県出向者(常時)

市長兼組合長

国出向者(常時)

山形県鶴岡市

福島男村市 鳥取県鳥取市

≒「役場(庁舎)内組合| 北海道滝上町

森林組合主導

市町村・森林組合

協働 (一体?)

継/対/機/独○

(双方の自律性?)

継/対/機 ○

独自性?

複数組合タイプ 1市町村複数組合

広域組合タイプ

1組合複数市町村

特に が 不在の場合に顕著 北海道夕張市

(北海道中川町)

(北海道厚直町)

福島県川内村

(島根県津和野町)

市町村主導(「スー パー」公務員!?)

対/機/独○

継続性?